

## 別紙－２ 廃棄物の排出海域

排出海域は、大王崎の南東約 60km 離れた、水深約 1,600m の北緯 34° 00′ 54.0″ 東経 137° 24′ 37.8″ を中心とした半径 1,000m の円に囲まれた範囲内（以下、「当該排出海域」という）とした（図 2.1 参照）。

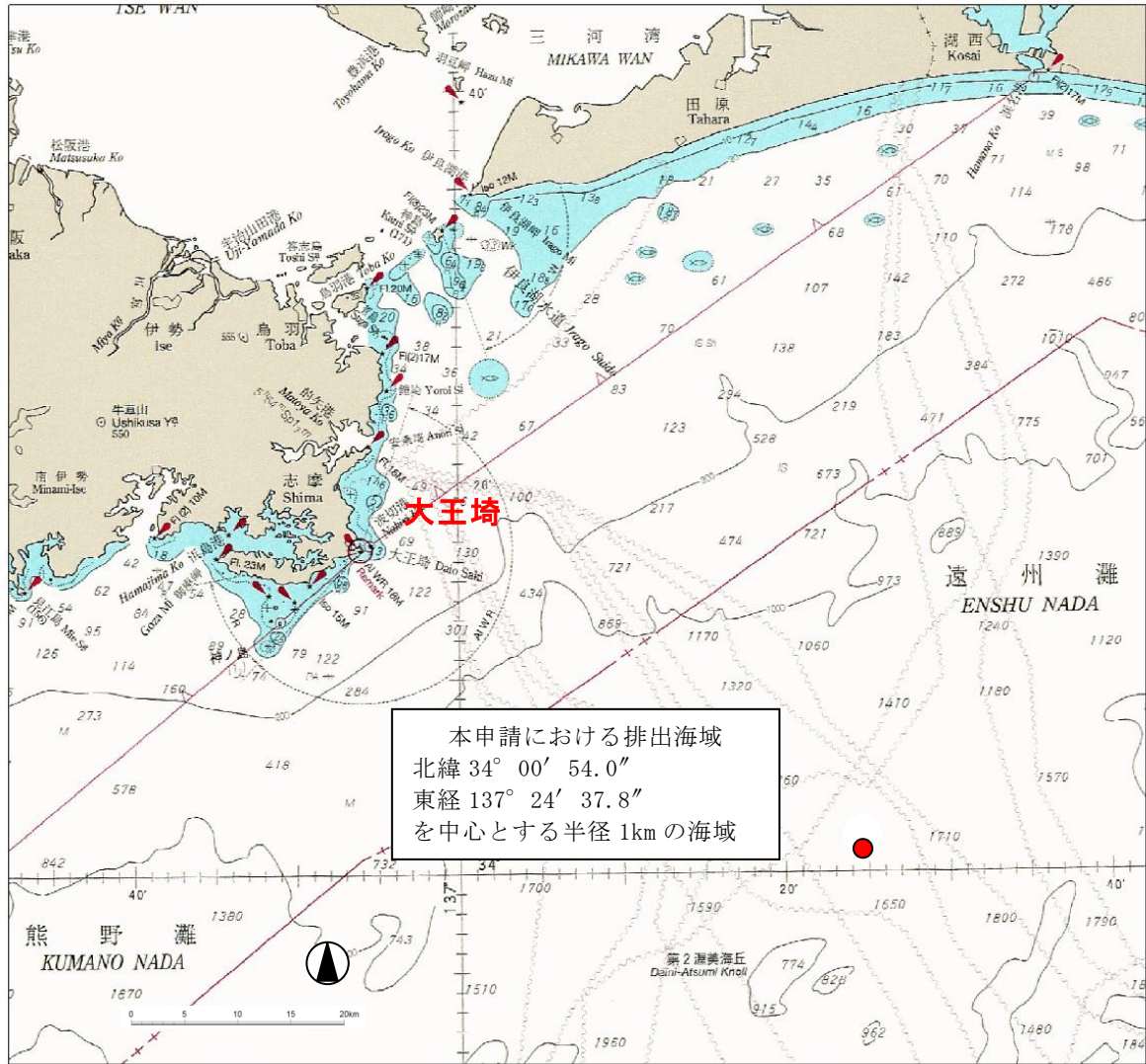
排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を越えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域に該当する。

なお、排出海域は、漁業の実態やケーブル敷設状況などから、新規に他の海域を設定できなかったため、既許可(8-006-02、10-004-2、12-001、14-001-3)の周辺海域とした。

さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、既許可の排出海域の設定実績を踏まえて当該排出海域の範囲を設定した。

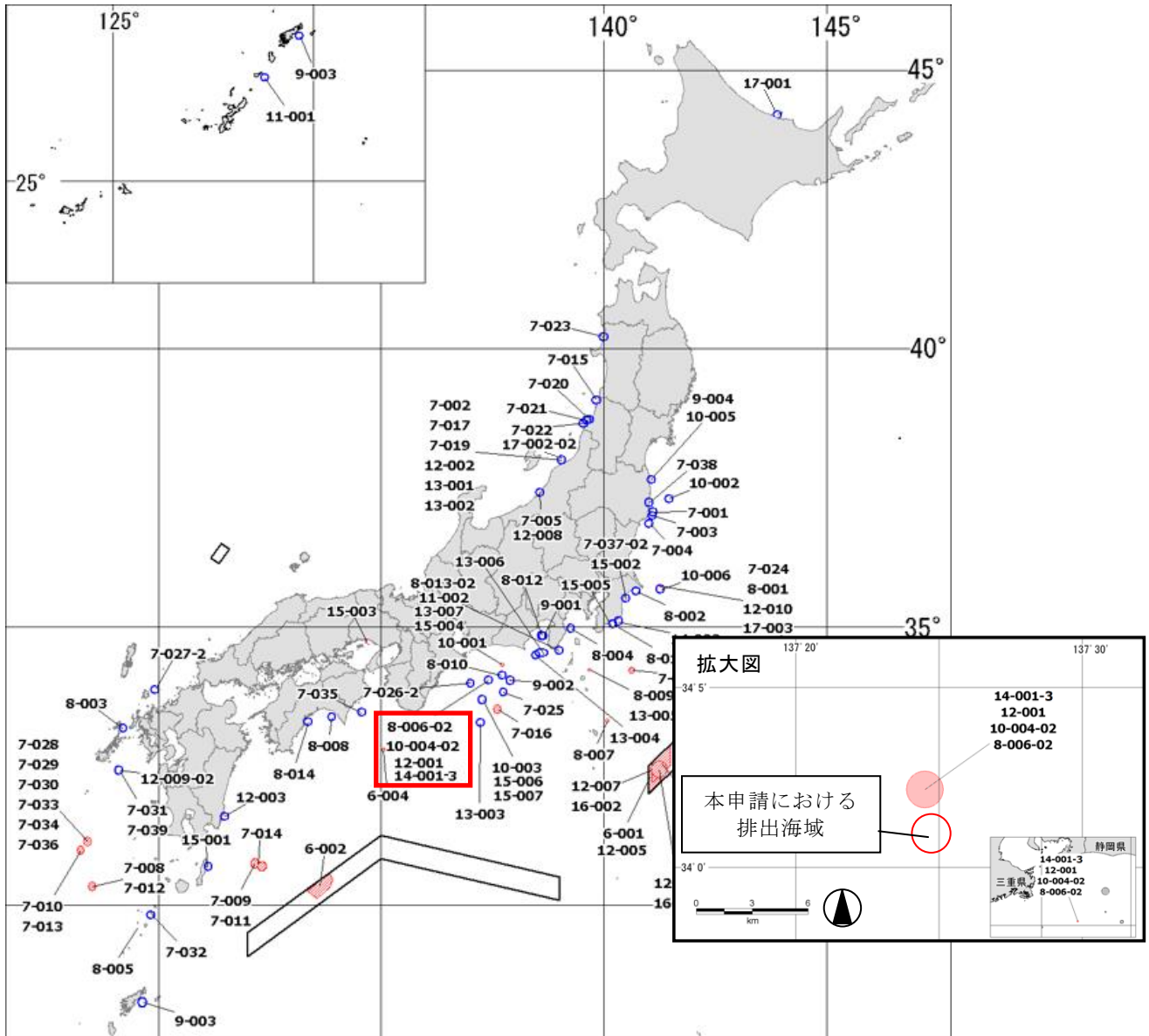
また、当該排出海域の周辺に他の許可における排出海域の存在を確認するため、当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（平成 29 年 10 月 30 日時点）をとりまとめた（図 2.2 参照）。

当該排出海域と、周辺海域を排出海域とする既許可事業は、許可番号 8-006-02、10-004-2、12-001、14-001-3 の 4 事業であり、その内、許可番号 14-001-3 と処分期間が重複している。



出典) 「海図 W61B 東京湾至潮岬」 (平成 12 年 6 月 海上保安庁)

図 2.1 本申請における排出海域



許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量	排出海域
8-006-02	三重県 (津松阪・鳥羽・白子・千代崎)	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	341,000m <sup>3</sup>	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とする半径 1km の海域
10-004-2	三重県松阪建設事務所事業推進室流域課(松ヶ崎漁港及びびん々川水門)	平成 22 年 11 月 8 日から 平成 26 年 11 月 7 日まで	20,650m <sup>3</sup>	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とする半径 1km の海域
12-001	三重県(津松阪港)	平成 24 年 1 月 15 日から 平成 27 年 1 月 14 日まで	19,560m <sup>3</sup>	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とする半径 1km の海域
14-001-3	三重県伊勢建設事務所(宇治山田港)	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	130,000m <sup>3</sup>	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とする半径 1km の海域

参考：「海洋汚染等及び海洋災害の防止に関する法律第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト 2017 年 10 月 30 日時点) より作成

図 2.2 本申請における排出海域と周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域